

(仮称) 尼崎市公文書管理条例の適用対象となる
実施機関について

尼崎市情報公開条例

第2条（定義）

- (1) 実施機関 議会、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「**指定管理者**」という。）及び尼崎市土地開発公社（以下「**土地開発公社**」という。）をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員（**指定管理者**にあつては当該指定に係る業務に従事する者を、**土地開発公社**にあつてはその役員及び職員をいう。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（指定管理者にあつては、当該指定に係る業務に従事する者が当該指定に係る業務を遂行するために作成し、又は取得したものに限り。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 市報、書籍その他不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるもの
- イ 図書館その他の規則で定める機関において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

尼崎市の条例の特徴

- 情報公開条例の実施機関は、行政機関であることが一般的である。
- 「公社」については、実施機関に含めている自治体の例は散見されるが、「指定管理者」については、全国的にも異例である。（別紙参照）
- 「土地開発公社」「指定管理者」を含めた理由は、それぞれスライド5、8に記載のとおり。

尼崎市土地開発公社について

1 設立

公有地の拡大の推進に関する法律第10条の規定により、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、設立された特別法人である。

2 組織

尼崎市からは、理事長、副理事長、常務理事、理事2人、監事2人が就任。法人職員は尼崎市職員が兼職。

3 事業内容

- (1) 公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地の取得、造成その他の管理及び処分
- (2) 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公共施設の用に供する土地の取得、造成その他の管理及び処分
- (3) 公営企業の用に供する土地の取得、造成その他の管理及び処分 など

4 尼崎市との関係

全額市からの出資を受けている。事務所を無償で借り受けている。

(参考) 公有地の拡大の推進に関する法律 (抜粋)

(設立)

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

(法人格)

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

(名称)

第12条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。

2 土地開発公社でない者は、その名称中に土地開発公社という文字を用いてはならない。

(出資)

第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体（以下「設立団体」という。）は、土地開発公社の基本財産の額の二分の一以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

土地開発公社を含めた理由

※「尼崎市情報公開制度の手引き」から抜粋

尼崎市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された法人であって、同法の規定により出資者は地方公共団体に限定されているため、

市が100パーセント出資し、かつ、事業においても市との関連性は極めて深く、市と実質的に同一視することができるものである。

したがって、尼崎市土地開発公社について、実施機関に加えることとした。

尼崎市の指定管理者について

※「尼崎市指定管理者制度について（指針）」から抜粋

【指定管理者制度の概要等】

指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理権限を委任し、施設の管理を行わせる制度で、民間事業者もその対象団体となっている。

1 本市における指定管理者制度の位置づけ

指定管理者制度は公の施設の管理について、民間の能力を活用し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的として創設された制度である。さらに本市においては、市と指定管理者とのパートナーシップのもと、施設の設置目的の達成に向けて積極的に互いの強みを生かしていくことを重視し、取組を進めていくものとする。

2 指定の手続、管理の基準及び業務の範囲

指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、それぞれ条例で定めることとされている。

3 指定期間

指定管理者の指定は、期間を定めて行うこととされている。（指定管理者の指定はあらかじめ議会の議決が必要）

4 協定の締結

指定管理者に施設の管理を行わせるにあたっては、委託費の額やその支出方法等細目的事項について、あらかじめ地方公共団体と指定管理者との間で協議し、協定を締結することとなる。

(参考) 地方自治法 (抜粋)

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、**住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）**を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設 を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第242条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 略
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

指定管理者を含めた理由

※「尼崎市情報公開制度の手引き」から抜粋

平成15年の地方自治法の改正により、地方公共団体は公の施設の管理をその指定する者に行わせることができるという、指定管理者制度が導入されることとなった。

この指定管理者は、従来の管理委託と異なり、条例の定めるところにより、「公の施設を利用する権利に関する処分の権限を行使することができる」ものとされた。指定管理者が当該権限を与えられて行う公の施設の管理は、市の公の施設の管理の行政活動を代行するものであり、権限の委任がなされているものといえるため、**実質的に市の行政活動と同一視できる活動であると考えられる。**

こういった点から、当該指定管理者を実施機関に加えることとした。

平成17年7月に示された、「本市指定管理者制度の導入に係る基本的な方針」に則り、平成18年度以降、多くの公の施設に指定管理者制度を導入することとなり、その中で「公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有しない指定管理者」にも管理を委ねることとなった。

これらの指定管理者についても、議会の議決を経た「指定」によって地方自治法上の指定管理者の地位を付与される点では、公の施設を利用する権利に関する処分の権限を行使する指定管理者と同等であり、その取り扱う情報等や管理業務の実態にも差異がないことから、平成18年度から新たに実施機関に加え、

より一層の情報公開の推進を図ることとした。

公の施設と尼崎市の指定管理者制度導入例

公の施設（例）	尼崎市の指定管理者制度導入施設 (令和3年4月現在 指定管理者数47)
<p>(レクリエーション・スポーツ施設) 競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール等</p> <p>(基盤施設) 駐車場、大規模公園等</p> <p>(文教施設) 市民会館、図書館、博物館、美術館、自然の家、海・山の家等</p> <p>(社会福祉施設) 病院、特別養護老人ホーム、介護支援センター等</p>	<p>【主なもの】</p> <p>尼崎市営住宅</p> <p>尼崎市立生涯学習プラザ（地区ごと）、尼崎市立北図書館、尼崎市立体育館（地区ごと）</p> <p>尼崎市立女性・勤労婦人センター</p> <p>尼崎市立あこや学園、尼崎市立たじかの園</p> <p>尼崎市立身体障害者福祉センター、尼崎市立老人福祉センター</p> <p>尼崎市尼崎学園、尼崎市立すこやかプラザ、尼崎市立ユース交流センター</p> <p>尼崎市墓園</p> <p>尼崎市立自動車駐車場、尼崎市立自転車駐輪場記念公園、尼崎市立魚つり公園、尼崎城址公園、その他公園の一部</p> <p>尼崎市立青少年いこいの家</p> <p style="text-align: right;">など</p>

論点

- 公文書管理条例の実施機関に、土地開発公社を含めるべきか。
- 公文書管理条例の実施機関に、指定管理者を含めるべきか。